

盛岡地方振興局長告示第 67 号

介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 140 条の 19 第 3 項の規定により、指定介護予防サービス事業者が指定介護予防サービスの事業を廃止した旨次のとおり届出があった。

平成 18 年 9 月 29 日

盛岡地方振興局長 千 葉 英 寛

1 介護予防訪問介護

介護保険事業所 番号	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0370102097	ハーツケアセンター 訪問介護事業所	盛岡市上田三丁目 6 番 33 号中村ハイツ 1 号	平成 18 年 8 月 11 日

2 介護予防通所介護

介護保険事業所 番号	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0370101966	デイサービスくるみ南大通	盛岡市南大通三丁目 2 番 1 号	平成 18 年 4 月 16 日

3 介護予防短期入所生活介護

介護保険事業所 番号	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0372200550	ショートステイ「百万石」矢巾口	紫波郡矢巾町大字西徳田第 5 地割 200 番 12	平成 18 年 8 月 31 日